



未病改善ヒーロー
ミビョーマン

令和3年1月 20 日
記者発表資料

神奈川県と明治安田生命保険相互会社は「未病改善の 推進等に関する連携協定」を締結しました

神奈川県と明治安田生命保険相互会社は、県民の健康寿命の延伸を図り、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に向け、未病対策の推進に相互に連携・協力して取り組むため、協定を締結しました。

1 明治安田生命保険相互会社について

明治安田生命保険相互会社は、経営理念「確かな安心を、いつまでも」のもと、生命保険事業を通じた商品やサービスの提供のほか、健康寿命延伸に向けた取組等にも積極的に取り組み、社会貢献活動を行っています。

2 主な連携内容

- (1) 未病改善に関すること
- (2) がん・肝炎対策に関すること
- (3) たばこ対策に関すること
- (4) 感染症対策に関すること
- (5) 県内企業の健康経営の推進に関すること
- (6) 認知症の普及啓発に関すること
- (7) その他必要と認める事項

(添付資料)

神奈川県と明治安田生命保険相互会社との未病改善の推進等に関する連携協定書
協定に基づく当面の具体的な取組

ME-BYO (未病)とは

「未病」とは、健康と病気を二分論の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念です。



未病改善3つの取組

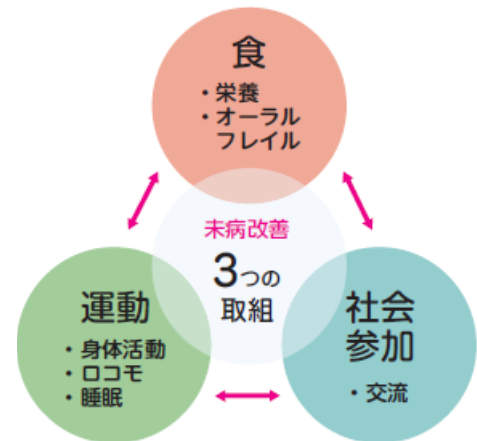
未病改善の基本は「食」「運動」「社会参加」の3つの取組です。

「食」は、毎日の食生活を見直し、健康的な食生活へ改善すること。オーラルフレイル※対策も重要です。

「運動」は、日常生活にスポーツや運動を取り入れること。質の良い睡眠も重要です。

「社会参加」は、ボランティアや趣味の活動等で他者と交流し、社会とのつながりを持つこと。

※ 心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態



問合せ先

健康医療局保健医療部健康増進課

課長 ^{まさき} 榎 電話 045-210-4770

副課長 ^{うねめ} 采女 電話 045-210-4771

神奈川県と明治安田生命保険相互会社との未病改善の推進等に関する連携協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、神奈川県が進める未病対策（未病改善の取組）等に関し、その推進のための連携・協力を行うため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、未病対策を推進することにより、県民の健康寿命の延伸を図り、誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）未病改善に関すること
- （2）がん・肝炎対策に関すること
- （3）たばこ対策に関すること
- （4）感染症対策に関すること
- （5）県内企業の健康経営の推進に関すること
- （6）認知症の普及啓発に関すること
- （7）その他甲及び乙が必要と認める事項

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項を本協定の目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲乙相互の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

- （1）相手方が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含むがこれに限らない）と関係を有し、又は関係を有するこ

ととなったとき。

- (2) 相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。
 - (3) 相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。
- 3 前項の規定により、この協定を解除したものは、この協定が解除されことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(疑義等の処理)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、
甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年1月20日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

明治安田生命保険相互会社

取締役 代表執行役社長 根岸 秋男

協定に基づく当面の具体的な取組

1 未病改善に関すること

- ⇒ 出張未病センターにて健康測定会を実施
- ⇒ 未病指標の普及啓発への協力
- ⇒ イベントや事業所等での啓発動画（県が作成したもの）の放映
- ⇒ 未病改善関連のイベントへの出展や協力
- ⇒ チラシ等の配布

2 がん・肝炎対策に関すること

- ⇒ がん検診の受診率向上への協力
- ⇒ 県が推進するイベントへの連携（ブースの出展等）
- ⇒ がん・肝炎に関するセミナー等の開催や講師派遣の依頼
- ⇒ がん・肝炎対策に関する啓発リーフレット等の作成・配布

3 たばこ対策に関すること

- ⇒ 卒煙（禁煙）支援への協力
- ⇒ 未成年者喫煙防止教育への協力

4 感染症対策に関すること

- ⇒ イベント等での啓発動画（県で作成したもの）の放映
- ⇒ チラシ等の配布

5 県内企業の健康経営の推進に関すること

- ⇒ チラシ等で CHO 構想を法人顧客に普及啓発

6 認知症の普及啓発に関すること

- ⇒ 社内での認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成
- ⇒ 県のオレンジパートナーネットワークへの協力
- ⇒ 認知症に関するリーフレット等の配布

7 その他甲及び乙が必要と認める事項